

## 群馬県議会議員選挙区等検討委員会答申

群馬県議会運営委員会  
委員長 須藤 和臣 様

当委員会は、令和7年10月8日に開催された議会運営委員会において決定された諮問事項『令和9年4月執行予定の県議会議員選挙に適用する「選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数等」について』に関して協議、検討してまいりました。

今般、当該諮問事項に係る答申を取りまとめましたので、ここに提出いたします。

令和8年2月9日

群馬県議会議員選挙区等検討委員会  
委員長 狩野 浩志

## 答 申

1 群馬県議会議員の定数は、現行と同じく 50 人とする。

2 各選挙区における市町村の組合せは現行どおりとする。

ただし、令和 7 年国勢調査の結果で甘楽郡選挙区が議員 1 人当たりの人口の半数に満たなかった場合には、富岡市選挙区と合区とし、「富岡市・甘楽郡選挙区」とする。

3 各選挙区において選挙すべき議員の数は、現行どおりとする。

ただし、令和 7 年国勢調査の結果で甘楽郡選挙区が議員 1 人当たりの人口の半数に満たなかった場合には、「富岡市・甘楽郡選挙区」の定数を 2 とする。

## 理 由

この答申は、令和 7 年国勢調査の結果が出る前に検討したものであり、検討に当たり「令和 7 年 10 月 1 日群馬県移動人口調査」「群馬県市町村別住民基本台帳人口（令和 7 年 9 月末日現在）」を参考に議員配当数の試算を行った。

その結果は、以下のとおりである。

○ 「群馬県移動人口調査」による試算結果

- ・甘楽郡、吾妻郡、桐生市、安中の各選挙区は現員マイナス 1 人
- ・前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市の各選挙区は現員プラス 1 人
- ・甘楽郡選挙区の人口が議員 1 人当たりの人口の半数に満たないため、強制合区となる。
- ・現行の定数配当の場合、議員定数 2 人の吾妻郡選挙区より、議員定数 1 人のみどり市選挙区の人口が上回る逆転現象が生じる。

○ 「群馬県市町村別住民基本台帳人口」による試算結果

- ・甘楽郡、吾妻郡、安中の各選挙区は現員マイナス 1 人
- ・前橋市、高崎市、太田市の各選挙区は現員プラス 1 人
- ・強制合区なし
- ・逆転現象なし

この試算結果をもとに 6 回にわたり様々な観点から慎重に検討を行ったところ、次のとおり意見が集約され、答申に至った。

## **1 群馬県議会議員の定数について**

都道府県の議会の議員の定数については、地方自治法第 90 条第 1 項において、条例で定めることとされており、本県においては、平成 19 年 4 月の一般選挙から定数は 50 人とされている。

50 人という現在の定数は、他県と比べて決して多くはないため、現行の定数 50 人を維持する。

## **2 選挙区について**

都道府県議会の議員の選挙区は、公職選挙法第 15 条第 1 項において、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることとされている。

また、同条第 2 項では、選挙区の人口は、議員一人当たりの人口の半数以上でなければならないとされている。

委員会においては、人口比例を尊重しながら人口の少ない周辺部へ配慮する観点から合区を検討すべきという意見、地域間の均衡が重要という意見、一票の格差は 3 倍を超えない範囲であれば容認できるという考え方もあるとの意見、各選挙区の人口が議員一人当たりの人口の半数以上という要件を満たしている場合は現行どおりとするという意見が出された。

こうした意見を踏まえ、協議した結果、各選挙区における市町村の組合せについては、地勢や交通等の実情、地域住民の一体感、議員の地域代表性と市町村の意向の県政への届けやすさなどを総合的に考慮し、現行どおりとする。

ただし、甘楽郡選挙区について、議員 1 人当たりの人口の半数に満たない強制合区となった場合は、富岡市選挙区と合区とする。

## **3 各選挙区において選挙すべき議員の数について**

各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数については、公職選挙法第 15 条第 8 項において、人口に比例して、条例で定めなければならないとされている。また、ただし書きにおいて、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる」とされている。

委員会においては、人口比例の原則に基づき国勢調査確定値により算定される数を基本とすべきという意見があった一方、単純な人口比例によると、人口が集中する都市部に議員が集中し、山間部等の周辺地域の議員の数が減り、地域の声が県政に届きづらくなるという意見、周辺地域に配慮して定数を配置することも必要という意見、人口以外に面積や選挙区内の自治体数等の要件も考慮すべきといった意見などが出された。

こうした意見を踏まえ、協議した結果、地域の代表を確保し、地域間の均衡を図るため、人口比例を原則としつつ、引き続き公職選挙法第 15 条第 8 項ただし書きを適用して、吾妻郡選挙区とみどり市選挙区において人口の逆

転現象が生じた場合も含め、各選挙区において選挙すべき議員の数は現行どおりとする。

ただし、甘楽郡選挙区について、議員 1 人当たりの人口の半数に満たないために強制合区となり富岡市選挙区と合区した場合には、「富岡市・甘楽郡選挙区」における選挙すべき議員の数については 2 とする。